

# ～ 審議会委員を募集しています ～

## 滝沢市総合計画審議会委員募集要項

### ◆滝沢市総合計画審議会委員の役割

滝沢市総合計画審議会は、市の総合計画の策定や行政改革の推進に関する重要事項を調査、審議するための市長の諮問機関であり、委員は市民、学識経験者、関係団体の役職員及び関係行政機関の職員などで構成されています。

委員には、要望や苦情を述べるのではなく、市の将来について、幅広い視野と公平な立場で意見を発する役割が求められます。

### ◆滝沢市の総合計画

現行の市の総合計画は令和6年度～令和13年度までの8年間を計画期間とする第2次滝沢市総合計画で、「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」の実現に向け、市民それぞれの周囲にやさしさが循環するような社会的包摂性が高い地域社会「やさしさに包まれた滝沢」を創出することを目指したものです。

市は現在、この総合計画に掲げる地域の実現に向け、各種事業へ取り組んでいます。

### ◆募集要項

#### ○募集人員

若干名

#### ○応募資格

- (1) 滝沢市に住所を有する20歳以上で「子育て世代」「若者世代」「勤労世代」「移住から10年以内の者」のいずれかの区分に該当する方。
- (2) 現に滝沢市総合計画審議会委員ではない方。
- (3) 市の教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員ではない方。
- (4) 幅広い視野に立ち、公平な立場で議論や意見交換を行える方。
- (5) 自分の意見を述べるとともに、他の委員の自由な発言を最大限に尊重できる方。
- (6) 審議会ですぐ知り得た情報のうち、個人に関する情報については、市の個人情報保護条例に基づき、守秘義務を順守できる方。併せて決定事項ではない情報等については、市の行政情報公開条例に基づき、守秘義務を遵守できる方。
- (7) 主に市役所で平日に開催される総合計画審議会に出席することができる方

#### ○任期

2年間

#### ○会議

- (1) 1回当たりの会議時間は約2時間で、会議回数は年度によって異なります。  
※令和6年度3回、令和7年度2回
- (2) 会議は、平日の日中に主に市役所内の会議室で開催します。

○報酬及び旅費

- (1) 報酬…会議への出席1回ごとに7千円(源泉徴収あり。)
- (2) 旅費…滝沢市旅費規程に基づき支給(自宅～会議開催場所の往復距離数により算出します。)

○応募書類

**応募申込書**(住所、氏名、生年月日、職業、連絡先、応募区分、性別、年齢、勤務先又は通学先、社会活動への参加状況、応募動機を記載してください。)

※記載事項を満たしていれば、任意の用紙に記載したものやメール本文への記載でも構いません。

※応募申込書は、市庁舎企画政策課、東部出張所で配布しています。また、ホームページからのダウンロードも可能です。

○応募方法

次のいずれかの方法で、企画政策課に応募書類を提出してください。

- (1) 郵送 〒020-0692 滝沢市中鶉飼5-5 滝沢市企画総務部企画政策課
- (2) 電子メール kikaku@city.takizawa.iwate.jp

○応募締め切り

**令和8年5月15日(金) 必着**

○選考結果のお知らせ

5月下旬頃に、選考結果を応募者宛てに通知します。